

京都市訓令甲第28号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

第41条第1項本文中「文書保存ファイル（第9号様式）」を「ファイル」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「文書保存ファイル」を「前項の規定により完結文書をとじたファイル（以下「文書保存ファイル」という。）」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難しい場合は、文書保存ファイルの背表紙に、当該ファイルにとじる完結文書の保存期間に応じ、次に掲げる色の印を付ければ足りる。

第41条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第43条中「第10号様式」を「第9号様式」に改める。

第44条第1項本文中「第11号様式」を「第10号様式」に改める。

第47条第1項中「第12号様式」を「第11号様式」に改める。

第9号様式を削り、第10号様式を第9号様式とし、第11号様式を第10号様式とし、第12号様式を第11号様式とする。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)